

市民意見提出手続実施結果報告書

令和 4 年 5 月 1 8 日

市民の皆さんなどからいただいた御意見、これに対する市の考え方などを取り
まとめましたので公表します。

施策等の名称	さぬき市空家等の対策の推進に関する条例（素案）	
実施期間	令和 4 年 4 月 1 8 日～ 令和 4 年 5 月 1 7 日	
意見の件数	0 件	
意見の内容		意見に対する市の考え方

施策等の案についてのお問合わせ先

さぬき市建設経済部都市整備課

住所：〒 7 6 9 - 2 1 9 5 さぬき市志度 5 3 8 5 番地 8

電話：0 8 7 - 8 9 4 - 1 1 1 3 ファクシミリ：0 8 7 - 8 9 4 - 3 4 4 4

電子メール：toshikeikaku@city.sanuki.lg.jp